

放射線源登録制度整備に係る方向性案

平成19年5月28日

文 部 科 学 省

1. はじめに

これまで、放射線源登録制度検討ワーキンググループは、放射線源登録に係る制度的な課題について討議するとともに、文部科学省が(社)日本アイソトープ協会に委託して実施した技術的調査結果を基礎資料とし、放射線源登録制度のスキーム等を検討し、報告書として取り纏めた。

この報告書を受け、文部科学省では、平成21年度から放射線源登録制度の運用開始を目指し、放射線源登録制度の法整備等を進めていくこととしている。

現時点で、文部科学省が考えている放射線源登録制度整備に伴う法令改正の方向性案を以下に示す。

2. 法整備に係る方向性等

(1) 放射線障害防止法における位置づけ

報告徴収(登録)について

放射線障害防止法第42条、同施行規則第39条第4項第2号において、『放射性同位元素の在庫及びその増減の状況』に関する報告の徴収をすることができるとしており、放射線源登録制度の実施に当たっては、同項に新たな様式を定めることにより、放射線源登録を制度化することを考えている。

登録方法について

従来からの届書による登録も可能とするが、原則として放射線源登録は電子登録によって行うよう、許可・届出使用者等に求めていくこととする。

これらの電子登録の方法については、省令で定めることを考えている。

電子登録は、許可・届出使用者等が容易に記入し、登録が行えるよう工夫することとしている。

登録期限について

放射線源登録は、放射線源の識別と所持の把握を明らかにする目的から、放射線源登録の対象となる行為を行った後、**直ちに**登録することが重要と考えられる。

しかし、直ちに登録することは、許可・届出使用者等の負担になることが考えられることから、放射線源登録に係る登録期限は、放射線源の流通実態等を考慮し、**速やかに(10日程度)**登録することを考えている。

放射線源登録情報	行為	登録時期	登録期限(案)
放射線源固有情報	(1)放射線源の輸入、(2)放射線源等の製造・詰替、 (3)公称放射能の変更(減衰)申請を行った場合、 (4)機器等に装備された放射線源の交換(置換)を行った場合 (5)事故損失又は放射線源を発見した場合	随時登録	速やかに
受入・払出等情報	(6)受入・払出等を行った場合		
在庫情報	(7)在庫確認を行った場合	定期登録	当該期間経過後の3ヶ月以内

罰則について

放射線源登録に係る罰則については、報告徴収に係る罰則規定(放射線障害防止法第55条第12号)を適用する。

手数料について

放射線源登録にあたっては、他の報告徴収と同様に手数料を課すことはできないものと考えている。

線源登録対象とする放射線源の明確化について

放射線源登録の対象となる放射線源は、密封線源であってD値に基づく分類方法によるカテゴリ1,2の放射線源、及び密封線源であってカテゴリが3の放射線源を装備している非破壊検査装置、アフターローディング照射装置を対象とすることとし、これらの放射線源及び放射性同位元素装備機器に関する数量等を告示に定めることを考えている。

なお、これらの放射線源登録件数は、2万件程度になる見通しであり、施行時期をずらす等の措置により、段階的に登録を開始することも考えている。

運用主体について

放射線源情報の登録件数は、流通実態調査から約2万件と想定され、放射線源登録管理システムの電子登録及び各種チェック機能を設けることにより、放射線源登録に係る業務負担を軽減するようにすることとし、放射線規制室または、民間団体の活用によって運用することを考えている。

放射線源登録にともなう立入検査

放射線源登録情報の信頼性確保、放射線源の識別と所持の把握等を目的とした立入検査等を実施し、帳簿、書類、施設、放射線源又は放射性同位元素装備機器等を確認する。

公称放射能の変更(減衰)申請に基づく数量の変更について

原則として、密封線源の数量(公称放射能)を減衰させて放射線源登録を行うことはできない。

ただし、変更許可申請を行うことにより数量(公称放射能)の減衰を認められた場合には、放射線源登録においても、その放射線源の数量(公称放射能)を修正(減衰)させることとする。

カタログ情報について

放射線源情報の一つとして、放射線源等のカタログ情報(仕様等)は有効な情報であるものの、許可・届出使用者等が新たな規格の放射線源等を輸入・製造した場合、それを登録することは管理・運営の観点から難しい。また、放射線源登録の目的から、必ずしも許可・届出使用者等が登録すべき情報とはいえない。

このことから、カタログ情報については、放射線源登録制度上、整備されることが望ましい情報と位置づけることとし、適当な時期に整備することを考えている。

(2)現行法令との整合

放射線源の使用等の許可・届出

放射線源の受入・払出等は、放射線障害防止法に基づく使用等の許可・届出の範囲内で行われることが前提であり、放射線源登録制度及びシステムでは、適宜その許可・届出の範囲内で行われていることを確認し、放射線源の識別と所持の把握、不法取引や所持の抑制に努めることとする。

ただし、放射線源登録の対象は D 値に基づくカテゴリ1, 2及びカテゴリ3の一部の放射線源であり、カテゴリ3, 4, 5を含む全ての放射線源の貯蔵数量や保管個数が、許可・届出の範囲内にあることを正確に把握するものではない。

移動使用情報について

移動使用情報(使用の場所の一時的変更場所に関する情報)について、放射線源登録することの意義について検討した結果、放射線源登録の目的は、放射線源の識別と所持の把握であり、放射線源がどこで使用されているか(所在)については、移動使用届(放射線障害防止法第10条第6項)において把握すると共に、使用者に安全管理の一環として使用の記録を義務づけている。

万が一放射線源の盗取等が起こった場合でも、所持の把握を行うことで、十分な対応を取ることができる考えた。

このことから、放射線源登録制度において、使用者に新たな負担につながる移動使用情報の登録は不要であると考えている。

管理状況報告書

放射線障害防止法第42条、同施行規則第39条第3項において、許可・届出使用者等は毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、管理状況報告書を作成し、

当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

現在、管理状況報告書の1項目として、密封された放射性同位元素の保管状況、密封された放射性同位元素の仕入又は販売の状況について、種類及び数量、受入個数、払出個数、保管個数等を記載することとなっている。

放射線源登録においても、これとほぼ同様の情報を登録することとなるが、その対象はD値に基づくカテゴリ1, 2及びカテゴリ3の一部の放射線源であり、放射線源登録によって、使用者の使用する放射線源の全てを管理するものではない。

このことから、現在のところ、管理状況報告書の記載事項の一部を削除することは、難しいと考えている。

廃止届; 廃止措置報告

廃止に伴う譲渡(払出)は、従来から、廃止する許可・届出使用者等が行った措置について、確実に措置報告が行われているが、放射線源登録制度によって譲受(受入)者側からも登録が行われることから、廃止等に伴う措置の確認が、より確実に行われることとなると考えている。